

北海道告示第 10609 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和2年8月28日までに北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和2年4月28日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ鳥取大通  
釧路市鳥取大通2丁目6-2ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳  
東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社エコノス	代表取締役 長谷川勝也	札幌市白石区北郷4条13丁目3番25号
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西條吉行東1丁目4番14号
株式会社AOKI	代表取締役 清水 彰宏	神奈川県横浜市都筑区葛が谷6-5-6

(変更後)

名称	代表者氏名	住所	
株式会社エコノス	代表取締役 長谷川勝也	札幌市白石区北郷4条13丁目3番25号	
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西條吉行東1丁目4番14号	
株式会社AOKI	代表取締役 青木 彰宏	神奈川県横浜市都筑区葛が谷6-5-6	①

(4) 変更の年月日

上記(3)①令和2年3月23日

(5) 変更する理由

小売業者の代表者氏名の誤記のため

2 届出年月日

令和2年3月23日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和2年4月28日(火)から令和2年8月28日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで